



正常な労使関係の早急な確立めざし 三昭運輸分会が県労委で立会団交実施

県労働委員会で係争中の神奈川県南支部三昭運輸分会は県労委立ち会いのもと6月24日に団体交渉を行いました。

組合側の出席者は神奈川県本部の伊藤委員長、神奈川県南支部の大島書記長、当該組織の清野分会長、北川分会書記長担当の小池弁護士の5人です。一方会社側は部長、顧問弁護士、問題の社労士と問題の行政書士の4人でした。



県労委労働側の控室に集まった立会団交出席者

組合側は、まず未解決状態にある「3季の一時金」についての「妥結の意思」を伝えたところ、会社側は休憩を要求して対応についての協議をおこないませんでした。

頑固に後ろ向き態度に終始した経営側！

しかし休憩後の会社回答は「15年年末一時金は時効の援用の継続、17・18年の夏季一時金は他の議題の組合側主張を聞いてから検討する」との内容でした。

この回答に対し小池弁護士が「未妥結で請求額も未定の一時金の時効援用などは出来ない」と反論しましたが、会社側は頑固に後ろ向きの態度に終始しました。

また、今年4月から会社側が建交労組合員を無視して強行した年休の計画付与の問題で会社側は「年休の取得促進の為に計画年休を取り入れた」と主張しました。これに対して組合側は「建交労組合員の部署では、ほぼ全員が自主的に年5日以上年休を取得しているので制度自体取り入れる合理的根拠がない」と反論、さらに会社側が不合理な理由で自宅待機時を命じた建交労組合員の処遇に関わっては改めて「100%の賃金支給」を求めました。

以上のようなやりとりで約1時間が経過したあと会社側は2度目の休憩をとり、休憩後に「①15年年末一時金は改めて時効の援用継続を表明、②計画年休は労働者代表（企業内組合）との協定どおり継続、③他の問題は7月11日の次回県労委調査期日に回答する」との立場を表明して今回の立会団交を終了しました。

その後組合側は控室で、労働者委員から立会団交に対する県労委の見解を聞いたうえで、次回の期日後に再度立会団交の開催を求めることを確認しました。